

賛成の立場から討論を行います。

大型間接税・消費税導入に反対する陳情書は、昨年の三月議会より順次市民より提出され、計四件の同趣旨の陳情が提出され総務委員会において付託され一年間審議されてきました。

常に市民クラブの皆さんが、国会の審議の経過を見ながら我々の態度も決めていくべきとの、これに代表されるような意見のもと、継続とされてきたわけであります。継続ということ事態、大変不当な措置であって、本来、当陳情は書は昨年中に結論を得なければならぬものでありました。それを国会の審議の経過を見ながらといって一日延ばしに延ばしてきたわけであり、まことに遺憾であります。

さて消費税であります、今、実施を前にして大きな混乱がもたらされています。消費税が実施されれば、この消費税のかからないものは何かといえば、空気を吸うことと夢を見るぐらいのものと言われているわけであります。消費税は、高額所得者には軽く、取得の低い人ほど大変重い負担になる最大の不公平な税制であります。減税が実施されなくても、大多数の国民は差し引き増税になるものであります。

消費税導入のねらいは、一つは軍事費の大増強にあるわけです。来年度予算で三兆九千九百九十八億円、九〇年度から五年間で二十兆円以上の軍事費を使うということが言われております。アメリカの強い要求に沿った軍事費大増強、その財政的な裏づけとしての消費税があるわけです。またもう一つは、大企業、大金持ちに大盤振る舞いの減税をする財源であります。大企業上位五十社で三千四百億円という減税が実施されます。また松下幸之助氏クラスで一億数千万円の減税が実施されます。こうした財源の調達、それが消費税であります。

消費税は高齢化社会のためなどということは真ッ赤な大ウソであり、そのことは年金受給年齢五年先延ばしをすることを見ただけでも明らかであります。

今、国民はリクルート、消費税に対して激しい怒りを持っています。さきの千葉県知事選挙の結果を見ても明らかであります。竹下総理の支持率は下がる一方でありまして、三月初めの読売新聞の発表では二一%、三月十六日発表のNHKの調査では一六%、この調査結果を聞いた竹下総理は、結構だわと聞き直ったというではありませんか。三月二十一日のJNN、この発表ではわずか一二%、もう竹下内閣の支持率一けた台突入は時間の問題と言わざるを得ません。なぜ、このように支持率が落ちるのか、支持しないのか、その最大の問題は税制改革、消費税の導入だとい

うことでありますし、もう一つはリクルートの問題であります。まさに今、民意は内閣総辞職、国会解散であります。こうした中であっても、なお消費税賛成、消費税結構という方がいるということは、まさに驚きでもあるわけであり

ます。

今、多くの市民の皆さん方から出されました陳情四件、採択をし、消費税反対だ、当市議会がそうしたものの意見書を出すということは、まさに今消費税に怒っている市民の皆さんの願いにこたえる方向であることは申すまでもありません。まだ遅くはありません。どうぞ皆さん、もう一度考え直していただきまして、この陳情書を採択して意見書を出そうではありませんか。それが市民にこたえ得る唯一の方法だということを申し述べまして、簡単ではございませんが、私の賛成討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） さて、もうよいということでは登壇いたしました。陳情審査報告の中の陳情第六十三―十四号として第六十三―十一号、六十三―十四号、六十三号―十五号について賛成討論を行います。

この陳情の審査の過程でやはり一番問題だったのは、理由のところ明らかに書いてあるとおり、既に国会で導入が決まった、つまり消費税が導入が決まっているから願意に沿いたいということにあるわけです。

実は、これが市民の皆さんから提出をされたときには、国会で導入が決まっていなかったんです。だから、こういうような陳情が出てきたわけです。当然つまり国会を通ったら、この後の廃止を願いたいというのが出てくるわけですね、これは、この陳情書というのは導入に反対をする、だから本来からいえばですね、国会で結論が出る前に結論を持たなければいけないものだったはずなんです。それを国会で結論が出るまで延ばしておいて、それで実は話として国会で導入が決まったんだから、日本は何ですか、法治国家で絶対に正しいものはなくてなどというような意見をもって決まっちゃったんだから前に出てきたものだ、おまえ、もうないんだよというのは、これは詐欺とかペテンとか言われてもしようがないことになってしまふんですよ。

こういう仕方をすることが、やっぱり不信を招くんです。市民の皆さんに対しては、やはり国会をやっている最中に意見をきちんとまとめるべきであって、それがこの段階まで延ばしておいて、既に国会で導入が決まっているか

ら願意に沿いたいでは、やっぱりどうしてもあってはいけない形だと思ふんです。

この総務委員会の議論というのは決して悪い議論ではなかったと思つてゐるんです。先ほど林田議員からも出ましたけれども、シャープ勧告についての話や、あるいは直接・間接税の問題やさまざまなことが実にたくさん議論されたんですね。それはそれで非常によかったと思つてゐるんです。

しかし、その議論の仕方と実際に皆さんからお願ひをされていることの結論の出し方は、余りにもアンバランスがあるんです。だから、僕はこのことに関しては、やはり考え直した方がいいという意見、それは松山さんと同じ意見なんです。本来ならば、つまり国会で議論をしている最中に意見を持つべきであつたのに、持たなかった。であれば、やっぱりここで決意を変えてですね、この陳情に関しては採択をするんだと、それぐらいのことがあつてもいいと思ふんですが、それが僕は市民にこたえる道だと思ふんです。

今回のやはりこの陳情書に関する審査の仕方や結論の持ち方はまことにまずいと思ふんです。今こゝで言っているのは反対の意見ではなくて、この陳情に賛成してくれという意見ですから、ぜひ皆さんの心が変わつて、この陳情に賛成していただいて採択をしていただきたいということを、今の手続の問題からいっても、市民にこたえることくらいについても必要だということを強調しておきたいと思ひます。以上です。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより本四件について起立により採決いたします。

本四件に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第六十三―四号、陳情第六十三―十一号、陳情第六十三―十四号、陳情第六十三―十五号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立少数であります。よつて陳情第六十三―四号、陳情第六十三―十一号、陳情第六十三―十四号、陳情第六十三―十五号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君）

日程第三十二 陳情第一―四号 消費税の廃止を求める陳情書

日程第三十三 陳情第一―五号 消費税の導入に関する陳情書

の二件を一括して議題といたします。

本二件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願ひます。

（総務委員長 村野和一郎君登壇）

○総務委員長（村野和一郎君） 御指名をいただきましたので、陳情第一―四号、陳情第一―五号につき委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（陳情審査報告書）別添参照

本陳情二件についても相互に関連のある陳情ですので一括して審査いたしました。

委員より、四月一日導入は延期するか、できればやめてほしいというのが一般市民の声である。ぜひ採択して意見書を出してほしいとの意見がありました。

また委員より、直間比率の見直しという面から、消費税の導入はある程度やむを得ないとの意見もありました。

また委員より、国民がこぞって反対していけば実施をあきらめる可能性もある。今からでも反対運動を広げていかなければならないという点からも採択してほしいとの意見もありました。

委員より、国会で再三論議が行われ可決したものである。これに反対をすることは国会を否定することになつてしまふし、不採択でいたし方ないという意見もありました。

その後、起立により採決いたしましたところ、賛成少数で不採択と決定いたしました次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十七番上野重勝君。

(十七番 上野重勝君登壇)

○十七番(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、私は陳情第一一四号及び陳情第一一五号につきまして、不採択の立場から討論を行います。

この二件は、昨年十二月に成立いたしましたところの消費税法を廃止する旨の議会の意見書を関係機関に提出をされたいという旨のものでございます。

先ほど林田議員からお話がありましたが、我が国は戦後急速に高齢化が進行してまいりまして、二十一世紀を迎えるに当たりましては、その割合が国民の四人に一人が老人であるというふうに言われております。このことは、現在の直接税を中心としている現在の税制では、必然的に納税者の負担が増大して重税感をぬぐえないものでございまして、ただいまの直間比率を変更し、消費税を導入して薄く、幅広く国民の負担を求めるということは、将来の財政制度として最も必要なものであるというふうに考えておりますし、この結果として所得税を初め大幅な減税を行っているところでございます。

私も消費税についていろいろと議論があることは承知しておりますが、ただいまのようなことから、原則的に消費税導入には賛成をするものでございます。そしてまた、昨年の税制が成立をいたしましたしてから、国あるいは関係機関におきましては、本年の四月一日をめどとして実施を目指して諸準備を進めておるところでございまして、また業界関係団体におきましては、料金あるいは価格の改定を行うように作業を進めておるところでございまして、

このような時期に消費税を廃止というようなことは、いたずらに社会経済の混乱を招くだけでなく、市民に不安と不信を与えるものであると考えております。したがって、このような趣旨からも本陳情書には反対をするものであります。

また、先ほど議決されました平成元年度の福生市の一般会計の予算でございしますが、この予算におきましても、歳入において消費譲与税を初め、歳出におきましても委託料、借上料あるいは工事請負費等に九千六百万円余りの消費税関連の予算が組み入れられているものでございます。この予算に賛成した立場からも、この陳情二件には賛意を

あらわすことはできないものであります。

何とぞ、この陳情書二件は不採択とされるようお願いを申し上げまして、私の討論といたします。(拍手)

○議長(村尾栄次君) 次に、賛成者十一番松山 清君。

(十一番 松山 清君登壇)

○十一番(松山 清君) 陳情第一一四号 消費税の廃止を求める陳情書、陳情第一一五号消費税の導入に関する陳情書、以上二件の陳情について、賛成の立場から討論をいたすものでございます。

消費税のそのものの中身の問題点は、さきの陳情書の賛成討論で触れましたので、私はあえてここで触れるものではありません。現在の事態の深刻さは、まさに庶民の不安、そうしたものの、まさにつるばかりであります。悪税は決して国民の理解を得ることはできません。悪税は廃止する以外にないわけであります。

かつて一九四八年、国民の反対を押し切って導入された大型間接税である取引高税が国民的な反抗によって、一年四カ月の短い寿命で廃止となりました。国民は、こうした貴重な経験を持っております。このことから見ましても、消費税、天下の悪税は廃止されて当然であります。

そのためには、なお一層廃止をという世論と、また廃止のできる国会、そうしたものをつくっていくことも必要であります。当議会において、廃止をという意見書を出すのは当たり前だと思います。

さて、しかし、いろいろ消費税導入賛成の立場から申し上げた方がおりますけれども、そもそも現在の国会の状況というのは、自民党が同日選挙において、やらないと言った大型間接税、しかし、この国民に約束したことが真っ赤な大ウソであって、言いかえれば、うそとペテンでかすめ取った三百議席を背景にして強行に次ぐ強行で消費税法を成立させたものであり、これ以上の暴挙はありません。こうした国会といたがたいところで決まった消費税法案、当市議会でも反対の意見書を出そうではありませんか。

また消費税は、今後高齢化社会に備えるというようなことも言われました。先ほども申し上げたわけですが、年金法の改悪ということもありますし、また二十一世紀は四人に一人の老人人口になる。これは単に老人とそれ以外の方の人口比率にすぎません。肝心なのは、現在働いている人が何人の方を養っているのか。この比率が一体二十一世紀においても変わるのかどうかということです。そういう点では全く変わらない、全く高齢化社会に十分に

今日本の勤勉な国民は支えることができる。そうした点では心配御無用であるわけであって、消費税など全く無用のものであります。

再三申し上げますけれども、消費税廃止を、この声を国会に伝えるためにも、ぜひとも本陳情を採択して意見書を出すよう強く申し述べ、私の賛成の討論とするものであります。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 陳情第一一四号並びに一一五号について賛成の討論を行います。

先ほど消費税導入に賛成であるということの意見の際に、かくも多い拍手があったことに実は大変びっくりしました。日本じゅうの自民党の方たちの中にでもたくさんの方の反対の方がおいでのはずなんですけれども、このあたりでは、どうやらそうではないということにちょっと本当に驚いています。

実は、きのう、私の住んでいるところにハウスの家主会というところから手紙が参りました。平成元年四月一日から消費税導入に伴いまして三%家賃の上乗せをしてお払いをいただきます。通告なんです。実は私どもの家賃というのは、この中に家賃を払っている方がそもそも少ないのが大変困るんですけれども、家賃というのが世の中にあるんです。それで、そこに住んでいる者なんですけれども、そもそもが十月の契約更新時四%ほど値上がりになったんです。これは物価上昇分からしようがないと、二年間据え置きでしたからね。ここで、いきなり三%ということになりますと、私の住んでいる家賃は七万五千七百五十円になるんです。ところが、大変な便乗なんです、実は、契約が十月ですから……。

この消費税導入で、こういった具体的な問題があっちこちで起きているはずなんです。スーパーマーケットはあちこちで大混乱というようなことがありますよね。そういったことの一つ一つを考えれば、僕は今すぐに、例えば十二月に国会で決まって四月導入という形ではないことが幾らでもできたはずなんです。そこを非常に無理な形で押し切っているところに今の政府のあり方に問題があるということです。

幾ら声を大きくしても、日本は法治国家だから、決まったことだから守らなければいけないというけれども、しかし、決まったことであればみんなで決めて変えることは可能なわけですよ。あたかも一回決まったことが極上のこ

とくに、それを何か反対するのは破壊分子のごとく言うのは大変な間違いなんです。みんなで決めたことならば、みんなに変えることが可能なんです。それが本当の民主主義のはずなんです。先ほどの意見は、僕は無視していると思うんですね。

それともう一つは、消費税の中身の問題がありましたよね。つまり消費税と間接税はこう必要なんだ、しかし、先ほど松山さんが指摘をしましたからもう再びする気は余りありませんけれども、やはり三兆九千億を超すような形で軍事費が、もしも半分になれば、恐らく消費税というのはここ百年ぐらいいしなくても済むはずなんです。しかし、そういった形で日本は進んできたはずなんです。

先ほどの高齢人口と、それから勤労人口の問題について繰り返しませんけれども、僕は、考え直すことや、あるいは政府そのものが導入について考え直すこと、あるいは先に延ばすことは今でも幾らでも可能だと思っているんです。これで混乱はむしろ少ないと思うんですね。しかし、そういった市民の声をやはり議会として意見書をつくって政府に持っていくというようなことがやはり必要ではないか。民意の反映ということからいえば、僕は恐らく五万六千市民の大多数の人は消費税導入に反対をしていると思うんです。少なくとも僕のように普通に暮らしをして家賃を払っているような者に、便乗値上げを次々していく。

それで、なおかつさっきの値上げから言えば、値上げがいやだと言えば、では出ていけと、おまえに住まわせているぐらいいたら、そこを壊して軍人用のアパートを建てた方がよっぽど収益になるんだということまで言われているわけですよ。こういうまちですよ。

であれば、ますます庶民の一人として、市民の皆さんの一人として消費税導入に反対をする、その意見を議員として、やはり意見書を書いて出すということをしていただきたいというふうに思うんです。以上です。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより本二件について起立により採決いたします。

本二件に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

陳情第一一四号、陳情第一一五号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村尾栄次君) 起立少数であります。よって陳情第一一四号、陳情第一一五号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) この際、お諮りいたします。

先ほど追加日程といたしました議案第四十一号を先議したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十一号を先議することに決定いたしました。

追加日程第一 議案第四十一号 リクルート事件の疑惑解明と政治倫理の早期確立に関する決議を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

(二十三番 仲村清信君登壇)

○二十三番(仲村清信君) 御指名をいただきましたので、議案第四十一号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

最近ではカラスの鳴かない日はあっても、リクルート問題がマスコミ等に流れない日はないとまで言われるほど大きな社会問題にまでなっております。昨半夏ごろより発覚しましたこうした一連の事件によって、政官界を初め、財界にまで大きな波紋を広げ、多くの指導的立場と責任者が第一線から身を引いておりますことは御承知のとおりであります。

私ども国民への規範として良識を示さなければならない国会議員や、政官界の要人がこのようなたかり根性になり下がってしまったことを思うとき、まことに情けなく、我が国の将来にとって憂うばかりであります。事の善悪のはじめをしっかりとつけないければならないことは当然の理であり、一日も早く疑惑の徹底的な解明をし、その上で国民の前に明らかにすべきであると思っております。

また、さらに政府においても自助努力によって国民の不信感を払拭し、政治浄化のための政治倫理を早急に確立し、信頼関係に努めるべきである。このような意味から本決議案を提出した次第であります。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり御可決くださるようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番(松山 清君) 提案者に二、三お聞きしておきたいと思っております。

一つは、今、国民はこのリクルート事件においては、中曽根前首相を初めとした政治家の証人喚問を求めているわけでありまけれども、そうしたものをこの文面に明確にうたわないのはなぜなのかということが第一点であります。また二点目といたしまして、リクルート事件解明をという陳情二件が提出されておりますが、それらをまず可決をし、そして意見書の提出をすることが先決だろうと思っておりますけれども、そういうことは考えなかったのか。

三点目として、竹下首相の考えている政治倫理の確立という中身は、法律で政党を規制する政党法の制定とか、四割の得票で自民党が八割の議席をかすめ取るという小選挙区制の導入などを中心とするものでありますけれども、ここらうたっております政治倫理の確立をするよう強く要望するという内容は、そうしたものではないのかどうか、そういう点についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○二十三番(仲村清信君) まず、松山議員の第一点、中曽根前総理を喚問したらという御発言でございますけれども、これは喚問するか、しないか、またそういった話は国政レベル、国会議員の中での結論の出し方だと私は考えております。そして、ただ国民はいろいろの考え方を持っておるということも事実でございます。松山議員は、全国民がそうすべきであるというふうにおっしゃいますけれども、ここにおける私自身はそういう考え方を持っておらないと、ですから、そういう考えでない人も、これはおるということも、現実問題として……。

物にはいろいろの考え方がございますけれども、こういった高度な法的な解釈を必要とするもの、そしてまた国会の中において自助努力をしていただくものというところまで、私は今回の提案の趣旨の中に考えてございません。率直な市民の声というふうな範囲にとどめさせていただいておるわけでございます。

あと陳情書の件でございますけれども、これは既に総務委員会付託をされてございます。その陳情書の中身につきましては、また陳情者の政治的背景を持ちながらいろいろの形でリクルート問題に絡めたものもあるものと、非常に背景が大きなものがあります。そういったものを一括して採択して決議案を出すというふうなことは、

私は考えておりません。

それから、竹下総理が考えております政党法だとか選挙区制の改革、そういったものにつきましては、これは国権の最高機関である政府が、国会の中において立法を行うということでございます。私どもがそのようなことについて本決議案の中までうたう必要性はないというふうに私は理解しております。以上でございます。

○十一番（松山 清君） 説明をお聞きすればするほど、なるほどこの決議案というのは、いわば疑惑解明の名をかりた疑惑隠しにつながるというようなふうに考えざるを得ません。（「とんでもないことだ」と呼ぶ者あり）

やはり今、リクルート事件の徹底究明ということであるならば、本気でこれを考えるならば、中曽根前首相の証人喚問を初めとした、このリクルートの問題でぬれ手にアワのぼるもうけをした政治家そのものの証人喚問がなければ、国民大多数——と言いましょ——納得するものではないわけです。

そういう点をうたわずして、文面も極めて抽象的な決議ということでお茶を濁すようなことは、この問題で絶対に許されないということだけ申し述べておきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十一番松山 清君。

（十一番 松山 清君登壇）

○十一番（松山 清君） 議案第四十一号 リクルート事件の疑惑解明と政治倫理の早期確立に関する決議について反対の討論をさせていただきます。

当決議は、名称はなるほどということとは考えられるわけですが、その中身たるや極めて抽象的な決議であり、先ほども申しましたように、こうしたことで国民の今リクルートに対する怒りをかわすことはできません。お茶を濁すことなどは絶対に許されるものではありません。

今、リクルート事件の疑惑解明を徹底して要求するということであるならば、何よりも大問題になっております中曽根前首相の証人喚問、また当然竹下首相を含む政治家の証人喚問と、また審議に必要な資料の提出、こうしたものをさせていく中身になっておらなければならないと思います。また政治資金規制法などを改正し、企業、団体からの

政治献金、パーティー券など形を変えた企業献金、こうしたものについての禁止をするということも中身として盛り込まなければならないと思いますし、なかならず政治倫理の確立などというあいまいな形ではなく、これは竹下首相が考えているのは、小選挙区制導入、政党法制定などであって、民主主義とは真っ向から反するものであります。

こうしたことを欠いた抽象的、一般的な形での決議では、疑惑解明の名による疑惑隠し、そうしたものに手をかすと言われてもしかたがないと思います。

こうした点で、私どもは何よりもまず、現在、議会に出されております二件の陳情書、陳情第六十三—十六号 リクルート疑惑の全容解明を求める陳情書、これは陳情項目で疑惑の持たれる政治家を含む関係者の証人喚問を初め、リクルート疑惑の全容解明を行うよう関係機関に意見書を提出してくださいというものであります。また陳情第一—六号 リクルート疑惑解明に関する陳情書は、リクルート疑惑を徹底解明し、政治の浄化を図ること、二番目として、竹下内閣は責任をとって総辞職すること、三番目として、国会を解散し国民に信を問うこと、こうしたものを盛り込んだ意見書を提出されるようにということをお願いしているものであります。こうした陳情書を、もしまじめにリクルート事件を徹底解明しようというのであれば、採択してから意見書という形で出すのが至当だろうと思います。

そうしたところをあいまいにしたままの決議案ということは、やはり許されるものではないと思います。

以上、簡単でございますが、討論といたします。

○議長（村尾栄次君） 次に、賛成者十六番井上寅吉君。

（十六番 井上寅吉君登壇）

○十六番（井上寅吉君） 御指名をいただきましたので、議案第四十一号につきまして、私は賛成の討論をさせていただきます。

ただいま提出者より種々説明がなされたわけですが、福生市民に限らず、今や日本全国の国民がひとしく強い関心でこのリクルート事件の成り行きを見守っているところでございます。このような国民の不信を買うような事件を最も憂うわけでありまして、疑惑解明のための要請運動を積極的に国に対して行うべきであらうと考えるものであります。

本決議文の内容がどうのこうのというよりも、こうした事件に対する福生市議会としての姿勢をまず示すことが先

決問題ではなからうかと思ひます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そうした点から考え、まことに時宜を得たものであり、私は本決議案に対して賛成するものであります。（拍手）

○議長（村尾栄次君） 次に、反対者十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 議案第四十一号のリクルート事件の疑惑解明と政治倫理の早期確立に関する決議、革新クラブを代表いたしまして反対の討論をします。

今、井上議員の言ったことは、まさに本質をついているんですね、実は。みんなは、つまり、どうしてもリクルート問題は明らかにしてほしいと思つてゐるんですよ。皆さんも思つてゐるんですね。であれば、どうして十二月の段階でまずはあれですよ、陳情を採択できなかったかということ、反省した方がいいと思つたんですよ。この段階で、この段階でもしもそれだけ考えてゐるならば、やっぱり総務委員会が陳情を採択すべきだったんですよ。そういうことでなきやできないし、例えば先ほどの話からいけば、本当にまちの人々はこのことに關して心配してゐるということがあるとすれば、それはどんな付録がついて、おまけがついていようが、率直な市民の声として陳情者の要請を受けるべきだったと思つたんですよ。

陳情者の政治的背景がある——政治的な背景がない人はいないんですね、今や、それは。つまり今、リクルート問題を明らかにしてほしいということは中身からして二つしかないでしょう、どう考えたって。一つは中曽根さんにちゃんと出てきて、ちゃんとそのことを言えということ、それから竹下さんが責任をとりなさいということですよ。それが僕はそんなに政治的背景があると思へないんですよ。それこそ、まさに率直な市民の声だと思つたんですね、（「そうだ」と呼ぶ者あり）一三％を割るような支持率の人や、あるいは十人に聞いても九人までが中曽根さん出て来てくださいという、まちの声を聞いてもそんなんですよ。

それからいへば、やるべきことはやっぱり、まずは陳情を採択をして、今からでも、またやればできるわけですから、さらにその上で意見書を出すということの方がよほど大事であつて、やっぱりそこところは、まず、これはこれだと、しかし、決議は決議だというのは、どうしてもやっぱり腑に落ちないんですね。

決議をあげることそのものについて、決議をあげてはいけないとか、みんなの意見がこうだということにそぐわす

とか、そういうことじゃなく、それは松山さんも言つてないんですね。中身の問題であらうと、きちんとしたことを言つてくれと、みんなで言おうと言つてゐるわけですから、それは僕は考え直すべきだと思つたんですよ。そのことが、本当にさっき言つた率直な市民の皆さんに対する声だと思ひますし、それが大事なことだというふうに私たち革新クラブ二人で話し合ひました。

その結果、皆さんに申し上げますけれども、ぜひこの決議ではなくて、もっと形を変えた中身の踏み込んだものか、もしくは、まずは陳情を採択して意見書という形で出していただきたいと、こういうふうに思つております。以上です。

○議長（村尾栄次君） 以上で討論を終わります。

これより議案第四十一号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よつて議案第四十一号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第三十四 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務及び厚生両委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、會議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本八件は、両委員会において起立により閉会中の継続審査となつておりますので、起立によつて採決いたします。本八件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よつて本八件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十五 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって平成元年第一回福生市議会定例会を閉会いたします。

午後三時 五十六分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

村尾栄次

議員

松山清

議員

原敏子

議員

遠藤洋一

昭和 63 年度

第 4 回

定期監査報告書

(工 事 監 査)

建設部下水道課

福生市監査委員

写

福監発第3239号

平成元年3月15日

福生市長 石川 彌八郎
福生市議会議員 村尾 栄次 殿

監査の結果

1. 監査の対象

福生市監査委員 持田 力 印

福生中央排水区(2号幹線)S-63 上野 重勝 印

2. 監査の期間

昭和64年1月5日から平成元年1月24日まで

3. 監査の方針

昭和63年度第4回定期監査(工事)の結果について(報告)

この工事監査は、市建設行政の事務事業の適正化、円滑

地方自治法第199条第3項の規定により、定期監査(工事)を行ったので、同条第8項の規定に基づきその結果を次のとおり報告します。

この工事監査にあたっては、専門技術面についての調査

を社団法人日本技術士会と委託契約をし、その協力を得て実施した。

1. 監査の結果

本工事は、福生中央排水区(2号幹線)S-63その1工事であり、本工事の目的は、下水道工事のもう一つの目的である雨水の排除として、昭島市境界寄り瀬川地区(福生住宅内)の